

第 6701 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 6月 14日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 電子取引制度改正後の仕入税額控除

Q : 当社は、ネットで小売りを営む法人です。来年から改正電子取引制度がスタートしますが、仕入税額控除はどうなりますか？

A : 次のようになります。

【解説】

電子帳簿保存法における電子取引保存制度(電子取引制度)が改正され、令和4年1月以後の電子取引から、電子データでの保存が義務付けられます。

ところで、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として課税仕入れ等の事実の帳簿への記載、保存及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等の保存をしなければならないこととされています。

そして、請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、帳簿に一定の事項を記載するとともに、そのやむを得ない理由及び課税仕入れの相手方の住所又は所在地を記載して保存することにより、仕入税額控除の適用を受けることができると定められています。

インターネットでの取引の場合は、請求書等そのものが作成・交付されず、電子データ以外の保存が行えない状況となりますが、これは、請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由がある場合に該当するものと考えられます。

したがって、この場合には、帳簿に一定の事項を記載し、課税仕入れの相手方の住所又は所在地を記載して保存しておけば、仕入税額控除の適用が受けられることとなります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

